

## 第2 オレゴン地区連邦地方裁判所

面談者 ジョン・アコスタ連邦地裁裁判官

(John Acosta, United States Magistrate Judge)

※ 連邦地裁でジョン・アコスタ連邦地裁裁判官の法廷で一般傍聴をしていたところ、閉廷後、同裁判官のご配慮により、執務室に通され、会話の機会を得ることができた。

### 1 連邦地裁におけるイーファイリングについて

アコスタ裁判官の記憶では、連邦地裁は、15年くらい前（2000年ころ）にイーファイリングが導入された。記録も電子化されており、当該事件情報の中で時系列に並んだ手続経過一覧の中にあるアイコンをクリックすると、主張書面等の記録を見る能够になっている。

### 2 連邦地裁における被害者特定情報の秘匿について

連邦地裁では、記録中の性犯罪被害者の氏名等の秘匿情報については、裁判官や限られた職員のみが秘匿情報にアクセスできるようになっており、これらの者には、秘匿情報にアクセスするための特別なパスワードが割り当てられている。

公判庭で、秘匿情報を扱わざるを得ないときは、公開を制限することができるようになっており、これは、判決手続についても同様に当てはまる。

### 第3 サクラメント郡上位裁判所

1 ノリーン・オカノ女史 (Norine N. Okano, judicial administrative assistant)

※ 面談予定はなかったが、空き時間に説明を受けることができた。

#### (1) 予算

御説明いただいた上位裁判所の予算をまとめたものが、下表である。200

7年－2008年の予算及び2012年－2013年の予算である。

	2007年－2008年	2012年－2013年
総予算	1億3200万ドル	8723万3072ドル
給与・手当	約7283万7600ドル (約55.18パーセント)	約7214万1750ドル (約82.70パーセント)
設備・備品、国選弁護人報酬、警備費用、電子手続及び法廷施設等の維持費等	約5756万5200ドル (約43.61パーセント)	約1456万7923ドル (約16.70パーセント)
その他	約1.21パーセント	約0.6パーセント

#### (2) 事件動向

サクラメント郡の全裁判所（上位裁判所、家庭裁判所、少額訴訟裁判所、少年裁判所）で取り扱った総件数は、2009年－2010年が40万3685件、2010年－2011年が40万1448件、2011年－2012年が37万7238件であった。いずれの年も、交通違反事件が6割超を占め、20万件を超えていた。

事件数は全体として、減少傾向にあるが、訴額2万5000ドル以下の民事事件 (limited civil case) のみが年々増加している（2009年－2010年が5万1614件、2010年－2011年が5万7850件、2011年－2012年が7万1719件）。以上が、調査時点での公表統計であった。

## 2 トリッシュ・メラーズ女史 (Trish Meraz, Director of operation)

### (1) 人員削減

上位裁判所では、2008年以降、人員削減を行っており、2012年には20%の削減を行った。

### (2) 刑事事件におけるイーファイリング

上位裁判所では、2015年7月稼働予定で、契約できる会社は、「Thomson Reuters社」、「JSI (JUSTIS SYSTEM) 社」、「Tyler Technologies社（これは、オレゴン州の裁判所と契約している企業である。）」の3社である。各裁判所で任意に契約社を選択できるものであり、上位裁判所では「Thomson Reuters社」と契約を締結した。システム名は「C-TRACK」である。スキャンしたデータは、同社のサーバーに保存されることはなく、裁判所のサーバーに保存される。このように裁判所ごとに契約企業を選択できる理由は、カリフォルニア州が広すぎるため、各裁判所の統一化が困難だからである。

イーファイリング導入後は、刑事事件全ての記録が電子化され、スキャンされた紙記録は1年間保存されるが、この保存に規則などの根拠はなく、実務慣行として保存される。

導入にあたっての職員周知も丁寧に行う予定である。若い職員が多いので一般職員には問題ないと思うが、裁判官は年配の方が多いので電子化に少し不安がある。なぜなら、現在でも、裁判官が電子文書のプリントアウトを総務課に依頼してくることがあるからである。

なお、上位裁判所では、年間、重罪事件 (Ferony) 約1万件、軽罪事件 (misdemenoar) 約2万件、飲酒運転事件1万件を取り扱っている。1件につき、平均で3回審理を行うこととなり、そのため準備が膨大な量になる。しかし、約97パーセントの事件は、司法取引がなされ、判決までいかないため、すべてが審理されるわけではない。

### (3) 当直事務（令状事務）

裁判所の執務時間は、平日の午前8時から午後5時まで、週末祝日は閉庁している。時間外令状の当番裁判官は2人1組で組まれている。1人の裁判官は1年に2回ほど当番があたる。2人1組であるのは、事務量が多いからではなく、1名の裁判官に連絡が取れない際や現に令状処理の際にバックアップするためである。また、割当を担当する総務課としては、ベテラン裁判官と経験の浅い裁判官の組み合わせとなるように配慮して、ベテラン裁判官によるサポート体制を構築している。

令状請求は午後10時までが原則である。それ以降の時間は、緊急性の高い令状だけが請求される。当番裁判官には公用iPadが貸与されている。

令状処理の流れとしては、警察官が、郡のオペレーター職員に連絡し、同オペレーターが裁判官に連絡することになる。連絡を受けた裁判官は公用iPadで令状を処理する。これは、どこにいても処理できるので、一般職員の待機はない。iPad導入前は、警察官が自宅にきていた。

#### (4) 職員の健康管理等

職員の健康関係は、秘匿情報であるため、職員から自発的に健康状態と家族関係について話がない限りは、管理職員であっても把握できない。昇任関係は、年に1回程度ヒアリングしている。話があれば聞くことになる。

職員約160人に対して、1人のマネジャー（日本の課長・訟廷管理官クラス）、6人のスーパーバイザー（日本の課長補佐・主任書記官クラス）が配置されている。一般職員に対して管理職員が少ないため負担感が大きい。スーパーバイザーの下には、Lead・deputy（日本の係長クラス）が配置されており、Lead・Deputyの下には5名程度ずつ職員が配置されている。

職員に一時的な欠員があった場合には、予算の都合上から、仕事や事情も分かっている退職者を雇うようにしている。

#### (5) 刑事事件等における被害者特定事項の秘匿について

システムにはセキュリティーレベルが分かれている、アクセス権限が裁判官と職員とで異なる。裁判官は全て見られるが、書記官は、裁判官の手控えや秘匿は情報にはアクセスできず、一部分しか見られない。

現在は、秘匿にかかる情報記録は袋に入れられており、書記官は扱えない。

DV、少女の性被害、暴行の事件が、仮名処理の割合が高い。ファーストネームはそのままで、ファミリーネームをDOE（「ドゥー」というアメリカ合衆国において仮名として使われることが一般的に多い氏のこと。）として仮名処理し、法廷でもこの仮名を使用する。弁護人は秘匿情報をもっているが、情報管理は法律で定められている。

### 3. デボラ・ノグル女史 (Debra Noggle, Master calendar clerk)

#### (1) 事件の配てんについて

上位裁判所では、事件数の多い刑事部が繁忙だと考えられる。刑事部では、一週間に40件ないし50件の審理事件があり、月曜日から金曜日まで毎日開廷している。サクラメント郡は、刑事弁護を担当する弁護士が多く、かつ、ジュリートライアルにチャレンジする弁護士も多いことが背景事情にある。これに対し、民事部は、週3日開廷である。

審理専門部（口頭弁論を取り扱う部）は、全39か部であり、事件の配てんは、所長が決定している。配てんにあたって、ノグル女史も、所長に意見を述べたり、アドバイスしたりしている。

第35部が複雑事案に特化して担当している。第35部への配てんは、一義的には弁護士からの複雑事件であるとの上申に基づくことになるが、同部の裁判官が、複雑事案か否かを判断するとともに、自身の繁忙状況を踏まえて、所長と相談の上、同部で審理するか否かを決定している。

#### (2) ダイレクトカレンダー方式とマスターカレンダー方式について

事件分配処理方法は2つある。1つは「ダイレクトカレンダー」と呼ばれる方式、もう1つは「マスターカレンダー」と呼ばれる方式である。

「ダイレクトカレンダー」方式は、1人の裁判官が、事件を最初から最後まで行うシステムである（日本に類似）。一方、「マスターカレンダー」方式は、手続きごとに異なる裁判官が担当するシステムである。

上位裁判所は、「ダイレクトカレンダー」と「マスターカレンダー」のハイブリット方式である。その理由は、事件数が多いこと、裁判官の数が多いことである。「マスターカレンダー」方式は、常に適度な繁忙状況をつくるとともに、繁忙状態を平準化させることができるという特徴がある。同方式を採用しているのは、カリフォルニア州内で、上位裁判所を含めて4庁程度である。

所長及びデボラ女史は、各裁判官の繁忙状況、新件の難度を見て、事件の配てん先（担当部）を決めている。デボラ女史が、配てん判断が難しいと考えているのは、担当裁判官に利害関係のあるものである（利害関係があることは、原告代理人弁護士が上申するが、法曹一元であるため、過去に様々な立場で事件に関与している可能性がある。）。また、配てんの難しい事案は、性的暴行事案である。これは、当事者対応、秘匿情報の扱い等も複雑なので裁判官の負担が重い類型だからである。デボラ女史としては、これは、人が死亡した事件よりも配てんの判断が難しいと思っている。

### (3) 退職裁判官の任用

裁判官に欠員が生じた場合には、退職裁判官によって補てんする制度がある。この制度は、まず退職裁判官が採用募集に申込みをし、州の最高裁長官が、州の弁護士会の評価書などをもとに、採否を決める。退職裁判官の採用にあたっては、法改正等の知識付与を行うなどして、フォローしている。

4 ジョセフ・カルレスコ 人事課長

(Joseph Carruesco, Human Resources Manager)

### (1) 人事課について

上位裁判所の人事課は 13 名で構成されており、うち 7 名が人事担当（日本の給与係以外に相当）、6 名が給与（日本の給与係に相当）を担当している。

### (2) 人員削減、職員の勤務形態

上位裁判所では、2008 から 2011 年までの間、人員削減があったが、現在は財政が回復し、人員削減は行われていない。しかし、カルエスコ人事課長の以前の勤務先であるコントラコスタ（Contra Costa）郡裁判所では、750 人の職員が 600 人に減員された。この人員削減によって、職員 1 人当たりの業務量が増え、その結果、事務処理が遅滞し、来庁者の待ち時間が増えるという事態になった。

勤務時間は通常午前 8 時から午後 5 時までであり、子育て、介護などのために勤務時間を 30 分前後させられるシフト制がある。テレワーキングは可能であるが、裁判官と調査弁護士（Researcher Attorney）にのみ認められている。他方、フレックスタイム制は採用されていない。

シフト制等の利用者に対する人事評価は、業務量と業績（結果）によって行っている。また、評価にあたっては、裁判官からフィードバックを受けている。

### (3) 職員の健康管理プログラム

家族の問題、健康状態やメンタルに関する情報は、質問が禁じられているので、上司であっても積極的に聞き取ることはしない。もっとも、職員が自発的に説明することを禁じるものではない。これに対し、昇任や仕事の目標については必要に応じて聞くことができる。

職員の健康管理は、人事課が主管している。もっとも、上位裁判所の人事課は、共済組合のような役割も担っており、医療保障やライフステージに応じたプランを提供・説明する部署でもある。

上位裁判所の職員は、個人や家族の状況に合わせて、通常の医療保障、歯科医療保障、眼科医療保障、団体生命保険、職員支援プランを申し込むことがで

き、プログラムやオプションに応じた掛金を支払っていくことになる。この職員支援プランには、子どもや高齢者の介護者の斡旋、禁煙プログラムへの参加、資産運用相談、法的アドバイス等が用意されている。人事課は、毎年、各部署に出向いて、これらのプランや掛金についての質疑応答の機会を設けている。

上位裁判所に医務室はなく、医師や看護師の配置はない。職員が健康を害した場合、職員が病院に行くことになるが、上司に連絡しないこともある。職員が不調を上司に連絡すれば、その上司を通じて、人事課に情報が伝わるようになっている。職員が健康を害したとき時には、連邦法により一年に12週間まで、休暇を取得することができるが、これは無給休暇である。

#### (4) メンタルヘルス不全対策

上記のとおり、管理職員が職員に対してメンタルヘルス等の健康状態についての質問することはない（質問できない）ので、職員が自発的に説明しない限り、管理職員としても対策がとれない。

他方、メンタルヘルス不全やケガ等で休んでいた（休暇を取得又は休職していた）職員の職場復帰には、管理職員であるスーパーバイザーが人事課と協働している。復帰する職員のために、特別な勤務時間やデスク、設備の使用などについて相談を行い決定していくこととなる。

メンタルヘルス不全対策としては、人事課に、ストレス対処用のビデオがあり、職員はこれを視聴することができる。

カルエスコ人事課長としては、ストレスを溜め込むことがよくないので、そうならないように人事課が主導して研修、啓発していくことが大事だと考えている。また、裁判所には家庭の問題等様々な問題・悩みを抱えた人がくるので、裁判所の職員は、他の機関に比べてストレスフルな業務内容だとも考えている。

#### (5) その他

上位裁判所では、ADA 対象者が若干名勤務している。当職が裁判所内の売店で買い物をしたときには、全盲の方がレジを担当していた。購入にあたっては、

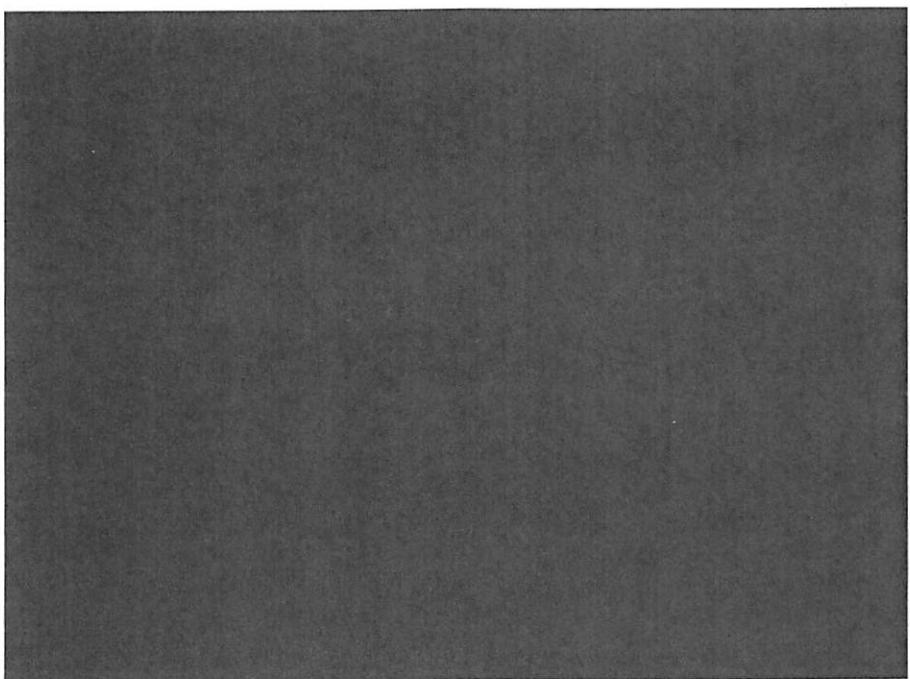
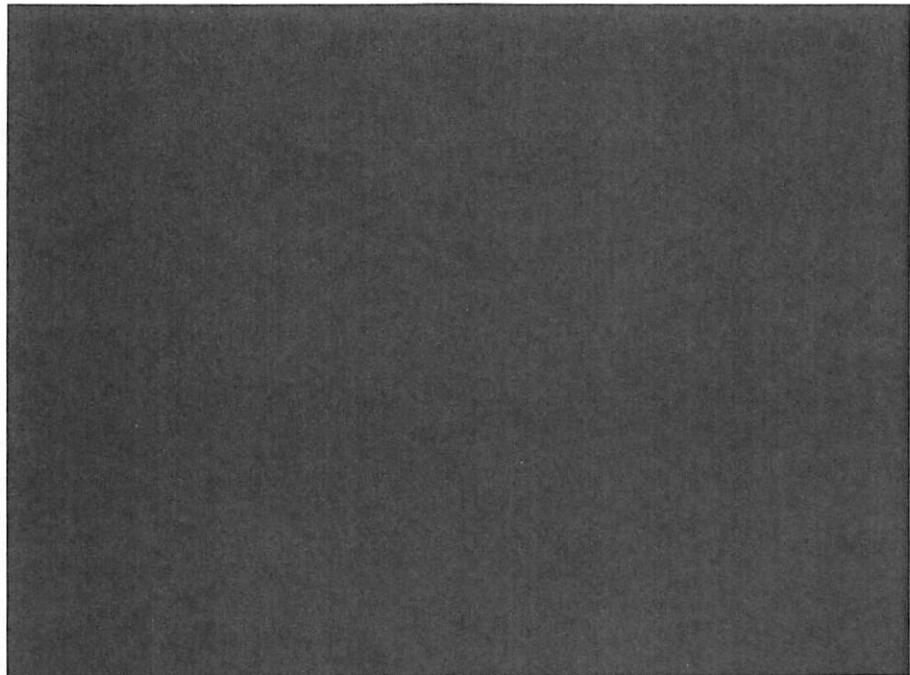
レジにおいて購入者が商品名を申告すると、全商品の価格を記憶しているレジ担当者が合計金額を教えてくれるので、購入者が支払額を申告して紙幣等を渡すと釣銭を返してくれるという流れである。昼休みの時間においても、売店の利用者に混乱はなかった。

カルエスコ人事課長は、人事制度等の取組みが州や郡によって区々となっていることは、問題だと感じており、日本のように最高裁が基本方針を示すことは良いことだと思うと述べていた。

以上

## 資料 4

公用 ipad (オレゴン州第 4 区裁判所)



資料5

